

# 国民健康保険

問合せ先 国保年金課

## 加入・脱退の届出は

14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい保険証と国民健康保険証を持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日（\*）から14日以内（厳守）に届出をしてください。

国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります（最長2年間）。保険料も届出月ではなく加入月（資格取得月）から負担することになり、届出が遅れた期間は保険での医療費負担も原則できませんので注意してください。

（\*）喪失日：健康保険の資格が切れた日

※マイナ保険証の普及により今後、手続き方法が変わる場合があります。手続きが変わる場合がある場合はお知らせします。



## 「任意継続制度」って？

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間に限り継続加入できる制度です。保険料は会社負担も含めた額（限度額あり）です。退職日の翌日から20日以内（厳守）に全国健康保険協会大阪支部または勤務していた会社の健康保険組合で手続きをしてください。

退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するのかをよく検討してください。

## 12月は国民健康保険料徴収強化月間

徴収強化月間

### 「納付は必ず納期限内に」

保険料は医療費や出産一時金などの給付の費用にあてられる国保の大切な財源です。保険料徴収を強化するため、夜間の電話・訪問催告などを実施します。

納期限を過ぎると、保険料のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただくことにもなります。また、未納のままにしておくと、保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産を調査し、それらを差し押さえることとなります。

※保険料は納期限までに納めてください。納付困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。



### 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間・休日の納付相談窓口

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、利用してください。

- 12月15日(日) 午前9時～正午
- 12月19日(木) 午後5時30分～8時（受付：午後7時30分まで）

場所・問合せ先 国保年金課



## 適正服薬・医療費適正化

同じ病気で複数の医療機関などを受診すると、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えてしまう可能性があるため、信頼できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局をもち、同じ医療機関などを受診しましょう。

広告